

(案)

**難病の患者に対する医療等に関する法律第 4 条第 1 項に規定する基本方針に関する
意見について**

平成 27 年 8 月 20 日
厚生科学審議会疾病対策部会

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する基本方針について、同条第 4 項に基づく本部会としての意見は以下のとおりとする。

法第 4 条第 1 項に規定する基本方針は、別紙のとおりとすること。